⑵　実地試験の合格者（資格取得者）については、平成27年11月下旬～12月上旬に技術検定合格者として官報で公告するほか、試験の合否結果を一般社団法人日本建設機械施工協会から本人あて葉書で通知する。なお、国土交通本省、地方支分部局、内閣府沖縄総合事務局及び同協会本部及び支部等に合格者の受検番号を掲示するほか、同協会ホームページに掲示する。

10．合格証明書　技術検定合格証明書交付申請を行った技術検定合格者に対しては、審査のうえ、平成27年12月中旬に１級又は２級技術検定合格証明書を交付する。

11．その他　試験の詳細については、一般社団法人日本建設機械施工協会の発行する「受検の手引」又はホームページを参照のこと。

平成27年度１級土木施工管理技術検定及び２級土木施工管理技術検定の実施について

平成27年度１級土木施工管理技術検定及び２級土木施工管理技術検定の実施について、施工技術検定規則（昭和35年建設省令第17号）第３条の規定により、次のとおり公告する。

平成26年12月26日　　国土交通大臣　太田　昭宏

１　受検資格

⑴　１級土木施工管理技術検定・学科試験及び２級土木施工管理技術検定・学科試験（種別：土木・鋼構造物塗装・薬液注入）を受験する場合は、次のイ、ロのいずれかに該当しなければならない。

イ　学歴又は資格と必要な実務経験年数

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">学　歴</th><th colspan="2" rowspan="2">資　格</th><th colspan="2">実務経験年数</th></tr>
<tr><th>１級(学科)</th><th>２級(学科)</th></tr>
<tr><td rowspan="2">大　学</td><td>指定学科卒業後</td><td colspan="2">―</td><td>３年以上</td><td>１年以上</td></tr>
<tr><td>指定学科以外卒業後</td><td colspan="2">―</td><td>４年６ヶ月以上</td><td>１年６ヶ月以上</td></tr>
<tr><td rowspan="3">短期大学・高等専門学校</td><td>指定学科卒業後</td><td colspan="2">―</td><td>５年以上</td><td>２年以上</td></tr>
<tr><td rowspan="2">指定学科以外卒業後</td><td>２級合格者</td><td>専任の主任技術者を１年以上経験した者</td><td>７年以上</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">上記以外の者</td><td>７年６ヶ月以上</td><td>３年以上</td></tr>
<tr><td rowspan="5">高等学校</td><td rowspan="5">指定学科卒業後</td><td rowspan="2">２級合格者</td><td></td><td>９年以上</td><td rowspan="5"></td></tr>
<tr><td>専任の主任技術者を１年以上経験した者</td><td>７年以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">専任の主任技術者を１年以上経験した者</td><td>８年以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">５年以上の実務経験の後、専任の監理技術者の設置が必要な工事において当該監理技術者による指導を受けた実務経験が２年以上ある者</td><td>８年以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">上記以外の者</td><td>10年以上</td><td>３年以上</td></tr>
<tr><td rowspan="5">その他の者</td><td rowspan="5">※
指定学科以外卒業後</td><td rowspan="2">２級合格者</td><td></td><td>10年６ヶ月以上</td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>専任の主任技術者を１年以上経験した者</td><td>８年６ヶ月以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">専任の主任技術者を１年以上経験した者</td><td>11年以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">上記以外の者</td><td>11年６ヶ月以上</td><td>４年６ヶ月以上</td></tr>
<tr><td rowspan="4">その他の者</td><td rowspan="2">２級合格者</td><td></td><td>14年以上</td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>専任の主任技術者を１年以上経験した者</td><td>12年以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">専任の主任技術者を１年以上経験した者</td><td>13年以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">上記以外の者</td><td>15年以上</td><td>８年以上</td></tr>
</table>

※　高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第１号）による試験、旧大学入学試験検定規程（昭和26年文部省令第13号）による検定、旧専門学校入学者検定規程（大正13年文部省令第22号）による検定又は旧高等学校高等科入学資格試験規程（大正８年文部省令第９号）による試験に合格した者を含む。

資　格	実務経験年数（１級学科試験）
２級土木施工管理技術検定合格者	２級合格後５年以上
	２級合格後１年以上の専任の主任技術者経験を含む３年以上
	２級合格後専任の監理技術者の設置が必要な工事において当該監理技術者による指導を受けた実務経験２年以上を含む３年以上

（注１）１級土木施工管理技術検定試験については、上記実務経験年数のうち、１年以上の指導監督的実務経験年数を必要とする。

（注２）上記の実務経験年数については、当該種別の実務経験年数である。

（注３）実務経験年数は、学科試験日の前日までで計算する。

（注４）２級試験合格者の実務経験年数は、その試験の合格発表日より計算する。

ロ　２級土木施工管理技術検定・学科試験においては実務経験のない者で、以下の要件を満たす場合、受験できるものとする。（ただし種別は土木に限られ、鋼構造物塗装、薬液注入には適用しない。）

１）学校教育法による大学を卒業した者で在学中に施工技術検定規則第二条に定める学科を修め卒業後１年以内の者又は試験日の属する年度の３月までに同条に定める学科を修めて卒業する見込みの者

２）学校教育法による短期大学又は高等専門学校（旧専門学校令による専門学校を含む）を卒業した者で在学中に施工技術検定規則第二条に定める学科を修め卒業後２年以内の者又は試験日の属する年度の３月までに同条に定める学科を修めて卒業する見込みの者

３）学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者で在学中に施工技術検定規則第二条に定める学科を修め卒業後３年以内の者又は試験日の属する年度の３月までに同条に定める学科を修めて卒業する見込みの者